

# MHI 原子力研究開発株式会社 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2204215 号  
令和 4 年 4 月 21 日  
原子力規制庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 1 月 18 日付け NDC 社発 22-020 号（令和 4 年 3 月 31 日付け NDC 社発 22-125 号をもって一部補正）をもって、MHI 原子力研究開発株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

## II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

### 1. 事業所の名称の変更

事業所の名称を、ニュークリア・デベロップメント株式会社から MHI 原子力研究開発株式会社へ変更する。

### 2. 線量計の追加

線量計の信頼性確保のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計として光刺激蛍光線量計バッチを追加し、測定の頻度を 3 月間ごと（女子にあっては 1 月間ごと）から 1 月間ごとに変更する。また、周辺監視区域の境界付近における線量の測定方法として光刺激蛍光線量計を用いることを追加する。

### Ⅲ. 審査の内容

#### Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項を確認したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第１号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

1. 事業所の名称の変更が、令和４年１月１２日付け原規規収第２２０１１２１号の核燃料物質使用変更届の内容と整合していること。
2. 線量計の追加が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していること。

#### Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５７条第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和３２年総理府令第８４号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

##### 1. 使用規則第２条の１２第１項第８号（線量、線量当量、汚染の除去等）

使用規則第２条の１２第１項第８号に関する審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること、管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第８号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定について、個人線量計に光刺激蛍光線量計バッチを追加し、測定の頻度を３月間ごと（女子にあつては１月間ごと）及び必要の都度から１月間ごと及び必要の都度に変更するものであり、これら以外に放射線業務従事者が受ける線量が線量限度を超えないようにするために定めた措置に変更がないこと。
- ② 周辺監視区域の境界付近における線量の測定方法に光刺激蛍光線量計を追加するものであり、周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていることに変更がないこと。